

ユト、シ同十一時三十分一因退出本部之引揚ゲ其
ノ願、未ヲ報告午後七時五十分退散シタリ

四月廿一日職工約四十名ハ本部ニ集合午後三時
ノ願、未ヲ報告午後七時五十分退散シタリ

規則ヲ制シタル後工場主ハ第一條ノ説
トシテ、要求條件ノ八時間制ヲ實施シ之ニ從
前通り十時五分ノ賃銀支拂ハ不可能ナルガ

故ニ就業時間ヲ九時間トシ外ニ三十分間ノ食
事時間ヲ合シテ九時五分トナレ之ニ從前通り
ノ回給ヲ支拂フコト、ナレタル旨ヲ述ベタルニ

代表者等ハ要求ヲ固執シテ應ゼザル為メ工
場主ハ別室ニ於テ高級營業主任、小佐井豐喜

ト協議ヲ重ネタル後午前午後各十分間、別

室時間ヲ禁フルモト、ナレタルニ代表者ハ職工一

同ニ諮リ廿二日午前十時迄ニ回答スヘシト答

テ退出本部之引揚ゲ右會見廳未ヲ報告シタ

ルモ規則ノ行動ナク午後七時三十分一因退散シ

タリ

四月廿二日日本部ニ集合セル約四十名ハ午前十一時

ノ願、未ヲ報告午後七時五十分退散シタリ

會見ヲ求メタルニ工場主ハ如斯多數ニシハ
會見不可能ナルバ代表者ヲ選定セラレタキモ
テ申渡シタルニ職工側ハ未時也外十一名ヲ
選定工場主ト會見ノ上前日ノ八時間制問題
ニ関シ互ニ意見ノ交換ヲ為シタルモ職工側

代表者等